人に優しい駅をめざして　湖西線安曇川駅をご利用ください！

湖西線の各駅は高架ホームで、改札からホームまでの長い階段は、高齢者や体の不自由な方には大きな負担となっています。

市内の駅では、近江今津駅がすでにエレベータ設置などのバリアフリー化対策ができていますが、残る5駅はまだ整備がされていません。

市では、湖西線市内各駅のエレベータ整備をJR西日本に働きかけていますが、バリアフリー化対策は、1日あたり5,000人以上の利用者がある駅から優先的に進められています。近江今津駅に次いで利用の多い安曇川駅は、平成17年度の利用者が4,222人（JR西日本調べ）と5,000人目前です。整備要望と併せて、市民の皆さんの積極的な利用が、安曇川駅のバリアフリー化対策（エレベータ整備など）への近道であると考えています。お出かけやお仕事の際には、なお一層の湖西線、とりわけ安曇川駅のご利用をお願いします。また、駅の売上金額も利用者算出に影響することから、次の事項についてもご協力をお願いします。

◇お仕事やお出かけの際には、往復乗車券を購入しましょう！

◇定期券や回数券の購入には、安曇川駅を利用しましょう！

なお、1日あたりの利用者が5,000人に満たないその他各駅のエレベータ整備は、財源面や条件面から、依然厳しい状況ですが、引き続き"人に優しい駅をめざして"バリアフリー化対策に努めてまいりますので、市内各駅の利用、乗車券等の購入に努めていただき、湖西線の運行ダイヤの充実や利便性の向上にご協力をお願いします。

（交通対策課）

身障者専用駐車はなぜ幅が広いの？

現在、市内の各駅前の駐車場には、体の不自由な方々の駐車スペースを確保するため、身障者専用駐車場として2区画から5区画を設置しています。

身障者専用駐車場は、車椅子を利用されている方々の乗り降りやその介助の際に、隣の車との距離を気にせずご利用いただけるよう、通常より広めの駐車スペースを取っているとともに、誤って健常者の方々が駐車しないよう区画内には車いすのマークを明示しています。

しかし残念なことに、各駅前の身障者専用駐車場は、早朝より多くの車両が独占するほか、区画に関係なく駐車する車輌などがあり、利用されている皆さんの妨げとなっています。たとえお急ぎの場合でも、駐車マナーを守りご利用ください。

本来駐車すべき方々が気軽に利用できるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

（交通対策課）

地籍調査を行っています

◆地籍調査って？

一筆ごとの土地について土地所有者の立会のもとに所有者、番地、地目、境界の確認、測量を行い、精度の高い「地籍図」と「地籍簿」を作成します。この成果は登記所に送付され、土地登記簿が書き改められて「地籍図」が備え付けられます。本年度、今津町日置前の一部で実施します。

※所有者の変更等、所有権に関するものは行われません。

◆地籍調査はどのように役立つの？

●土地トラブルの防止に

土地の正確な位置がわかることにより、隣接土地所有者とのトラブル防止に役立ちます。

●土地取引の円滑化に

精度の高い正確な土地の状況が登記簿に反映されるため、土地の売買や分合筆登記などに役立ちます。

●課税等の適正化に

地籍調査を実施すると正確な面積が計測されるため、固定資産等の課税の適正化に役立ちます。

●災害の早期復旧に

境界の杭の位置は地球上の座標で表示され再現できるため、万一の災害時でも迅速な復旧に役立ちます。

●まちづくりに

地籍調査の成果を基に各種計画図等の作成が容易になり、皆さんにわかりやすい計画立案の説明ができます。

◆地籍調査の進め方

●住民への説明会

地籍調査に先立って、住民の皆さんへ説明会を実施します。

●一筆地調査

一筆ごとの土地について、土地所有者等の立会などにより、所有者、地番、境界等確認を行います。

●地籍測量

地球上の座標値と結びついた一筆ごとの正確な測量を行います。

●成果の閲覧・確認

地籍簿と地籍図の案を閲覧していただき、誤り等を訂正する機会を設けます。

●登記所への送付

登記所では、土地登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。

●成果の活用

地籍調査の成果を、土地の売買、土地トラブルの防止、災害の復旧、各種行政運営等に活用します。

問 住宅監理課
☎(22)0048

やめよう!! 不法投棄は犯罪です

市では不法投棄をなくすため、市内の巡回パトロールを強化し、警察署との連携で厳しく取り締まりを行っています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないこと」とされており、不法投棄をした者には5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金が課せられます。

不法投棄は、景観が損なわれるばかりでなく、河川や土壌が汚染されるなど環境への影響も懸念されます。

ごみは、一旦捨てられた場所や特に管理の不適切な場所に繰り返し捨てられる傾向があります。駐車場や資材置場、空き地などを所有・管理する方は、ごみが捨てられないよう日頃から適切な管理に努めてください。

家庭から出るごみのほとんどは分別すれば処理できます。出し方の分からないごみについては環境エネルギー課または各支所住民課までお問い合わせください。

「みんなで協力し、きれいな街にしましょう。」

（環境エネルギー課）

平成17年度高島警察署管内検挙件数　5件